

プールの安全管理等に関する参考資料

「学校の体育実技指導資料 第4集 水泳指導の手引（三訂版）」
(平成26年3月)

【主な記載内容】

第1節 水泳指導の安全管理

3 監視（主な掲載 P.126）

指導者と学習者相互による安全対策のほか、飛び込み事故、溺水事故、排（環）水口における吸い込み事故、プールサイドでの転倒事故等、プール内での事故を防止するため、監視の位置、監視の要点などについて事前に検討を加え十分確認をしておかなければなりません。

(1) 監視者の位置

監視者の位置は、プール全体を見わたすことができ、プールの角部分などが死角にならないようなところとします。また、必要に応じて指導者の他に教諭、養護教諭及び保護者等で監視係を設けることも考慮する必要があります。

(2) 監視の要点

- 水面上はもちろんのこと、水底にも視線を向けること。
- 水深が急に深くなるような部分や、水面がぎらぎら反射するような部分には特に注意すること。
- プールの安全使用規則を無視する者には直ちに注意を与えること。
- 監視に必要な物品、例えば笛、メガホン、救急用具等を用意しておくこと。
- 監視員は水着を着用していること。

第3節 施設・設備の安全管理

2 適切な水位設定の考え方（主な掲載 P.138）

各学校で学習効果が上がり、事故回避につながるよう、対象学年・体格・泳力・学習内容などに応じた無理のない水位を設定する必要があります。

【主な留意事項】

- 泳力差や体格差のある児童生徒が、効果的・効率的な水泳学習をするために、プールの形状を考慮して浅い場所を選んだり、プールフロアを利用したりして適切な水位設定を行うなどの工夫をすること。
- 水を抜くなどの方法で水位を調整する場合は、授業の前後で担当教職員と引き継ぎをして水位を確認すること。
- 曜日や時間割を工夫して、同じ学年をまとめて行うなどの工夫を行うこと。

「学校における水泳事故防止必携（2018年改訂版）」（平成30年3月）

【主な記載内容】

III 水泳の安全管理

4.水泳場の安全管理（主な掲載 P.66）

(1) 水泳上の構造の把握

利用上の注意を指導するために、指導者は水泳場の構造を把握しておく必要がある。特に、水深が急に変わる場所や排水口の位置、スタート台と近くの水深との関連、プールフロアを

使用しているかなどである。

(2) 監視の徹底

- ア. 指導者と学習者相互による安全対策のほか、特に夏季休業中の水泳指導や自由時間の水泳では、監視係を設けることが重要である。
- イ. 監視者の位置は、水泳場全体を見渡すことができ、プールの角部分が死角にならないようにする。監視台などの高い位置からのほうがより良いといえる。
- ウ. 水面上はもちろんのこと水底にも視線を向けることが必要である。
- エ. 水深が急に深くなる場所や人と人が交錯するプールサイド近くは事故が起きやすいので、特に注意する。
- オ. 監視に必要な笛、メガフォン、救助道具などを用意しておく。
- カ. 監視の責任者はあくまでも教師等の指導者であるが、何らかの理由で見学する児童生徒等に補助監視者としての役割を与え、監視の目を多くすることも考えられる。
- キ. 水泳中の衝突を避けるために、レーンごとに泳ぐ方向を指示する。